

## 「一宮モーニングエンジェルス」出演要領

### 1. 趣旨

一宮モーニング協議会は、一宮市をはじめとする公共団体、学校、企業などが主催する非営利のイベント等において、「一宮モーニングエンジェルス」（以下「エンジェルス」という。）の出演が適当と認められる場合、エンジェルスの出演を許可します。

### 2. 申請手続き

#### (1) 出演申請者（以下「申請者」という。）

一宮市をはじめとする公共団体、学校及び公共的団体、企業などのほか、一宮モーニング協議会が適当と認めた者としてします。

#### (2) 出演条件

- ①一宮モーニングプロジェクトのPRのための出演であること。
- ②法令及び公序良俗に反しないこと。
- ③政治、思想、宗教等の活動に利用しないこと。
- ④営利目的のみの活動に利用しないこと。
- ⑤個人・団体のPR活動として利用しないこと。
- ⑥一宮モーニングの品位や「一宮モーニングエンジェルス」のイメージを損なう出演を行わないこと。
- ⑦承認を受けた場所以外での出演は行わないこと。

#### (3) 申請方法

「一宮モーニングエンジェルス」出演申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、一宮モーニング協議会へ提出してください（郵送、FAX、Eメール可）。

#### (4) 報酬

出演を行った際は、原則1名につき、3,000円をお支払いいただきます。

#### (5) 注意事項

- ①申請書は、出演希望日の20日前までに提出してください。
- ②出演日が重複する場合は、希望に添えない場合があります。
- ③出演日によっては、エンジェルスの都合がつかず、希望に添えない場合があります。

### 3. その他

#### (1) 審査・承認

一宮モーニング協議会は、提出された申請内容を審査し、出演通知書（以下、「通知書」という。）によりその可否を通知するものとします。

#### (2) 承認の取消し

一宮モーニング協議会は、通知書をすでに交付した場合でもやむを得ない事情があると認めた場合は、出演承認を取り消すことができるものとします。